

いを埋曲 ともに生きる地域を目

1975年12月9日に国連で、 しょうがいしゃ けんりせんげん 「障害者の権利宣言」 この日に合わせ、 基本法では12月3日から9日までを

ですりてきはいりょっていきょう みんかんじぎょうぬし ぎょむ づ かいせいしょうがいしゃさべっかいしょうほう れいわ合理的配慮の提供を民間事業主に義務付ける改正障害者差別解消法が、令和3 年5月に成立しました。

ですりてきはいりょ ぎ む づ くに 合理的配慮の義務付けは国、 県、 みんかんじぎょうしゃ 民間事業者には 市町村のみで、 **さんかい かいせい きんかん じ ぎょうしゃ ぎ む** 今回の改正で**民間事業者にも義務**として配慮提供 変りょく ** ま 努力義務となっていましたが、 が求められることとなります。

範囲」

で支援や対応をするこ

「負担が重すぎない



場面や状況によって、 よって様々であり、 れる対応の内容は異なります。 とを合理的配慮といいます。 障がいの種類や程度は人にしょう 求めら さらに

障がいのある人は、

がいのある人から支援が必要 という意思が伝えられたと い」などと感じることがあり る中で「動きづらい」 つらい」「聞きとりづらい」 「読みづらい」「見えづら そのような場面で、 生活す 「伝^ったえ このような場合は差別に あたります。

例

拒否する 本人を無視して介助者だけ 障がいを理由に、 同行を拒否したりする イベントなどへの出席を いにも関わらず介助者の に話しかける 支障がな

差別について

合 の

学にないのある人と 外出する

災害時、

道中に多目的トイレはあるか、 る。移動時間は長すぎないか、 支援や配慮が必要か確認す ているか)、健康面で配慮す 目的地はバリアフリーに対応 るべきことなどを確認する。 しているか(どの程度対応し あらかじめ、 どのような



なくなったときや、人がたくさんい非常時に、どうすればいいか分から る場所でパニックを起こす人がいま パニック状態になっている人がいる災害時、避難場所で落ち着きがなくなったり

す。広い部屋へ案内したり、一時的 着ける環境を探しましょう。 に外に連れ出してあげるなど、 落ち



ヘルプマ 車やバスなどの交通機関で

たり優先的に案内する。 か?」と声をかける。座席を譲っ





ークをつけた人が立っている

「何かお手伝 いをしましょう





ヘルプマークとは

ぎそく じんこうかんせつ しょう ひと ないぶしょう なんびょう ひと 義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、 がいけん や えんじょ はいりょ ひつよう かと しゅうい ひと はいりょ ひつよう 外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要 pate file in the trus to the trus that the trus the trus that the trus the trus

「過度に負担に について なら

しょ

・ 来訪者より身体障がい者用の駐車場に

の例

方法を考えることが合理的 その理由を説明し理解して の理由(お金がかかりすぎ にとって、過度な負担がな 双方ができること、 もらえるよう努めましょう。 行うことが難しい場合は、 で必要とされている支援を いことが大切です。何らか ある人と支援する人の双方 いことを伝え合い、 支援する際に、 物理的に難しいなど) 適切な できな



∉施設にスロープをつけて欲しいと 申し出があった

配慮です。

職員による補助を申し出る。 状況であれば、 に簡易スロープを使う。または し、段差がある場所では代わり すぐに設置することが難し 、そのことを説明することが難しい



 くに ほうりつなど こゆうめいし ゆあさちょう か こ けいかく のぞ
※国の法律等の固有名詞や湯浅町の過去の計画を除き、「障がい」 でのため、「障がい」と「ようか」 ひふき へいぞん ています。 「障がい」と表記しています

屋外を

福祉課福祉係 (10・11番窓口) 264-1120